

UBS新興国株式厳選投資ファンド (ダイワ投資一任専用)

追加型投信／海外／株式

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。**
- 本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<照会先> UBSアセット・マネジメント株式会社
ホームページアドレス : <http://www.ubs.com/japanfunds/>
電話番号 : 03-5293-3700(営業日の9:00~17:00)

商品分類および属性区分表

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	エマージング	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

「UBS新興国株式厳選投資ファンド(ダイワ投資一任専用)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年2月24日に関東財務局長に提出しており、2023年2月25日にその届出の効力が生じております。

【委託会社】(ファンドの運用の指図を行う者)

UBSアセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号
設立/1996年4月1日(ユービーエス投資顧問株式会社設立)
資本金/22億円(2022年11月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額/5,989億円(2022年11月末現在)

【受託会社】(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

新興国籍もしくは主に新興国に活動拠点を置く企業等の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 新興国企業の株式を実質的な主要投資対象とします。

- ・新興国籍もしくは主に新興国に活動拠点を置く企業等の株式(預託証書等を含みます。)を主要投資対象とします。
- ・原則として対円での為替ヘッジは行いません。

2 長期的な成長見通しとの対比で見た投資魅力度と相対的に高いクオリティを兼ね備えた新興国企業に厳選投資を行います。

- ・ボトムアップ調査を重視するUBS独自の企業評価プロセスを通じて、相対的に高いクオリティ面(競争条件、資本収益性、ガバナンス等)の評価と、長期的な成長見通し対比で見た株価のバリュエーション妙味を兼ね備えた新興国企業を選別します。
- ・ポートフォリオの構築に当たっては、マクロ環境や政治要因の分析等トップダウン・アプローチによるリスク管理も徹底することで、意図せざるリスクの積み上がりの排除に努め、長期的に安定したリターンの獲得を追求します。

3 UBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。

- ・UBSアセット・マネジメント・グループは、グローバルな総合金融機関UBSグループの資産運用部門です。
- ・実質的な運用については、新興国企業への投資で優れた実績を誇るUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーおよびUBSアセット・マネジメント(シンガポール)リミテッドが行います。

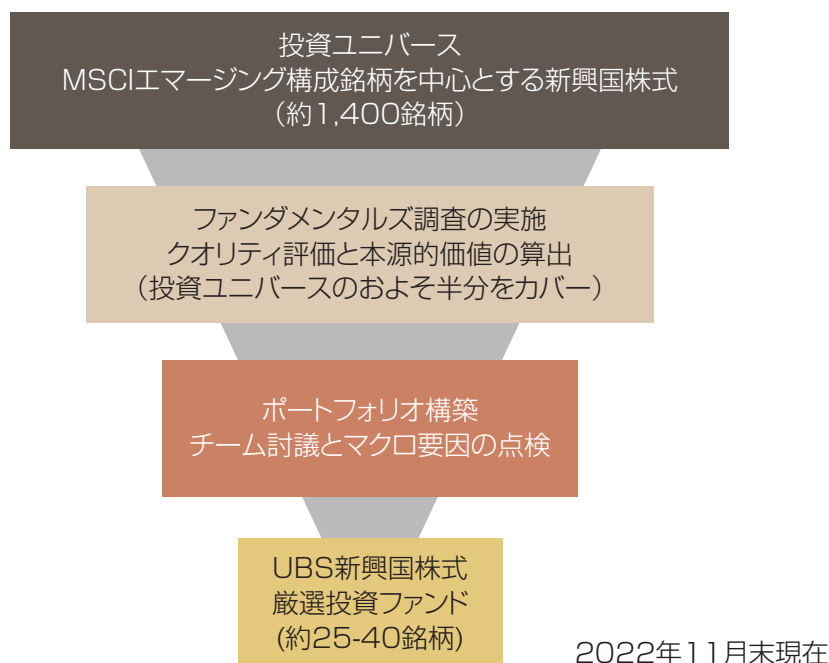
新興国株式投資の新たな潮流

- ・先進国、新興国の垣根を超えて、人々が等しく最先端の製品、サービスを楽しむ現代において、巨大化した市場のトレンドを捉え、飛躍的な成長を遂げる新興国企業が世界の成長エンジンになろうとしています。
- ・それと同時に、良質な人材を惹きつけ、巨額の投資を続けることで、顧客の支持を継続的に高める勝ち組企業が、そのリードを一層広げる傾向が世界的に強まっています。
- ・これらの実態を背景に、限られた数の企業を見極める徹底的な銘柄選択アプローチが、従来の国別投資のアプローチに代わる、新たな新興国株式投資の潮流として急速に台頭してきています。

◎ 運用の体制・プロセス

- ・UBSアセット・マネジメント・グループのグローバルな運用体制を活用して運用を行います。
- ・マザーファンドにおける運用の指図に関する権限を下記の通り委託します。

〈ポートフォリオ構築および運用等〉	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー UBSアセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド
-------------------	---



◎ ファンドの仕組み

[ファミリーファンド方式について]

当ファンドは「UBS 新興国株式厳選投資マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。

- ・「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンド(UBS新興国株式厳選投資ファンド(ダイワ投資一任専用))に投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンド(UBS 新興国株式厳選投資マザーファンド)に投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により、弾力的に変更を行う場合があります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◎ 主な投資制限

株式への実質投資割合	制限を設けません。
投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内とします。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
デリバティブ取引の利用	ヘッジ目的に限定します。
一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

◎ 分配方針

毎決算時(毎年11月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)と売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

・株式の価格変動リスク

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。新興国の株式は先進国に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

・信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があります。基準価額に影響を与える要因になります。

・集中投資リスク

ファンドは、投資対象とする銘柄を絞り込み、集中投資を行うため、より多くの銘柄に分散投資を行うファンドに比べて、銘柄当たりの株価変動による影響が大きくなる可能性があります。そのため、ファンドの基準価額は投資対象国の株式市場全体の平均的な値動きよりも大きくまたは小さくなる場合がある他、市場全体の動きと異なる動きをする場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴うリスクおよび流動性リスク

短期間に相当額の解約申込があった場合や、市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。また、新興国の株式は先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

・カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。なお、当ファンドが実質的に投資を行う新興諸国・地域には、一般的に先進国と比較して、「政治・経済および社会情勢等の変化の度合いおよび速度が大きい傾向にあること」、「資産の移転に関する規制等が導入される可能性が高いこと」、「企業等の開示に関する正確な情報確保が難しいこと」等のリスクおよび留意点があります。

・為替変動リスク

実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

【クーリング・オフ】

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

【ストックコネクトを通じた中国A株投資について】

ファンドはストックコネクトを通じて中国A株に投資する場合がありますが、ストックコネクトでは、取引執行、決済等に関する条件や制限により、意図したとおりの取引ができない場合があります。また、ストックコネクトを通じて取得した株式は現地の投資家補償基金や中国証券投資家保護基金の保護の対象ではありません。

【分配金に関する留意点】

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

【流動性リスクに関する留意点】

当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

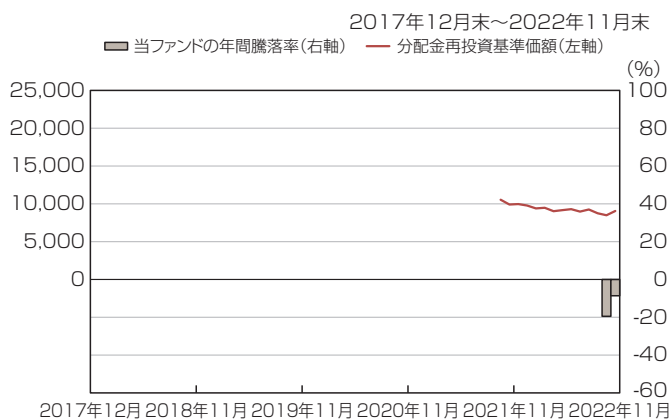
リスク管理体制

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的に開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。

また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

(参考情報)

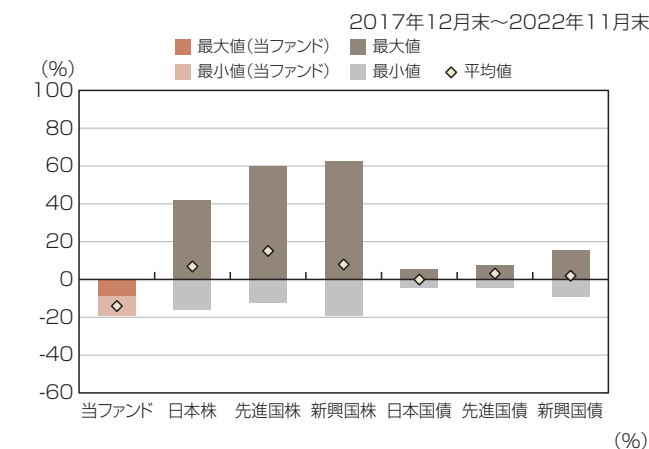
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

* 年間騰落率は、2022年10月から2022年11月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	△ 8.6	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値	△ 19.5	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 4.5	△ 4.5	△ 9.4
平均値	△ 14.1	6.9	15.1	7.9	△ 0.0	3.1	1.9

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2017年12月から2022年11月の5年間(当ファンドは2022年10月から2022年11月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
 新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

- ・ 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
- ・ MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- ・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- ・ NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
- ・ FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移(2022年11月30日現在)



分配の推移(1万口当たり、税引前)

2022年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものと算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

主要な資産の状況(2022年11月30日現在)

組入上位10銘柄

銘柄名	国/地域	業種	投資比率
1 TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	半導体・半導体製造装置	8.29%
2 SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.30%
3 RELIANCE INDUSTRIES LTD	インド	エネルギー	5.10%
4 BANK CENTRAL ASIA TBK PT	インドネシア	銀行	4.43%
5 HDFC BANK LIMITED	インド	銀行	4.41%
6 ANGLO AMERICAN PLC	イギリス	素材	4.27%
7 NASPERS LTD-N SHS	南アフリカ	小売	3.74%
8 HINDUSTAN UNILEVER LTD	インド	家庭用品・パーソナル用品	3.42%
9 PING AN INSURANCE GROUP CO-H	中国	保険	3.41%
10 EICHER MOTORS LTD	インド	自動車・自動車部品	3.38%

種類別及び業種別投資比率

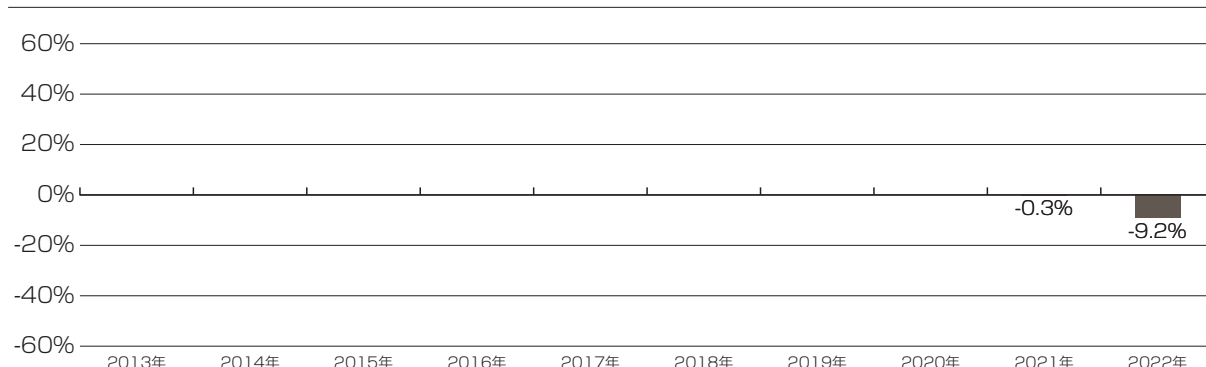
種類	国内/外国	業種	投資比率
株式	外国	銀行	22.59%
		半導体・半導体製造装置	16.56%
		小売	13.25%
		エネルギー	10.04%
		食品・飲料・タバコ	6.31%
		その他	26.67%
合計			95.40%

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に占める割合。
※ファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを99.46%組入れております。

国/地域別投資比率

資産の種類	国/地域	投資比率
株式	インド	16.31%
	中国	12.48%
	ケイマン	11.34%
	台湾	11.19%
	韓国	9.41%
	その他	34.67%
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4.60%
合計(純資産総額)		100.00%

年間収益率の推移(2022年11月30日現在)



※2021年については、当初設定日(2021年10月6日)から年末までの騰落率、2022年は年初から11月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものと算出。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	1円単位または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口＝1円)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	1円単位または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として販売会社の営業日の午後3時までに受付けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	2023年2月25日から2023年8月25日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金不可日	ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、香港証券取引所もしくはスイス証券取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、香港の銀行もしくはチューリッヒの銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受け付けは行いません。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、購入・換金申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた購入・換金申込を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2021年10月6日設定)
繰上償還	信託契約締結日より1年経過後(2022年10月6日以降)に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	原則として、毎年11月25日とします。(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
信託金の限度額	1兆円を上限とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

【ファンドの費用】

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	ありません。
換金時	信託財産留保額	ありません。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に 年率1.32%(税抜年率1.20%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)
		委託会社 0.85% 委託した資金の運用の対価
		販売会社 0.30% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での ファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社 0.05% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価
	その他の費用・ 手数料	※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。
		諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用
		監査費用 監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
		印刷費用等 法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等
		実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用
		売買委託手数料 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
		保管費用 海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用
		※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

【税金】

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2022年11月末現在のものです。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

UBS新興国株式厳選投資ファンド(ダイワ投資一任専用)

購入時手数料・購入単位について

① 購入時手数料

購入時手数料はありません。

② 購入単位

1円以上1円単位または1口以上1口単位

大和証券株式会社

※ 本資料は、投資信託説明書(交付目論見書)の一部を構成するものではなく、上記の情報は、投資信託説明書(交付目論見書)の記載情報ではありません。

※ 上記の情報の作成主体は、大和証券株式会社であり、作成責任は、大和証券株式会社にあります。

(6891)

目論見書補完書面（投資信託）ダイワ投資一任専用
(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)
この書面、手数料に関する書面および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当ファンドに係る手数料等について

目論見書に記載されたファンドの費用の他に、別途当社と締結される投資一任契約に基づく投資一任報酬が発生いたしますのでご了承ください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ 外貨建て外国投資信託の場合、外貨建て投資信託の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。
- ・ 本投資信託のお取引は、投資一任契約の資産を管理する口座でお預かりしている資産について、投資一任契約に基づき権限を委任された大和証券株式会社がその投資判断に基づいて行い、お取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当ファンドの販売会社の概要

商 号 等	大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 108 号
本 社 所 在 地	〒100-6752 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人日本 STO 協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（略称：F I NMAC） 当社との間における金融商品取引業に係る苦情・紛争の解決のため、上記 F I NMAC （連絡先：0120-64-5005）を利用いただけます。
資 本 金	1,000 億円
主 な 事 業	金融商品取引業
営業開始年月日	平成 11 年 4 月 26 日
連 絡 先	専用フリーダイヤル（本社）：0120-015-155 又はお取扱窓口までお問合わせください。

投資信託説明書（交付目論見書）の
ご請求・お申込みは…

大和証券

Daiwa Securities

- ◆このページは、投資信託説明書（交付目論見書）の一部を構成するものではなく、上記の情報は、投資信託説明書（交付目論見書）の記載情報ではありません。
- ◆上記の情報の作成主体は、大和証券株式会社であり、作成責任は、大和証券株式会社にあります。